

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和3年4月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ虎姫店 長浜市五村字長田207番ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年12月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,336平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 45台
- 7 駐輪場の収容台数 15台
- 8 荷さばき施設の面積 40平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
 - (1) 廃棄物保管施設の計画
6.5立方メートル
 - (2) リサイクル品保管施設の計画
6.5立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から24時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和3年4月6日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 令和3年4月30日から令和3年8月30日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年8月30日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号